

古保第 248 号  
平成18年9月1日

各保険医療機関等の長 様

茨城県古河市長 白 戸 伸 久  
(公 印 省 略)

古河市医療費助成事業（マル古）の公費負担者番号導入について

貴機関におかれましては、円滑な医療制度の実施につき、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび古河市では、市独自の制度であります古河市医療費助成事業を、本年10月1日から、現行の未就学児から小学校6年生までに拡大することとなり、古河市独自で公費負担者番号を導入することとなりました。

請求事務処理に関しましては、先に県の補助事業として県内の全市町村で実施されております医療福祉（マル福）制度と同様であります。

なお、この請求方式により、医療費請求システムの変更など一部ご負担をおかけする場合がありますと存じますが、本事業の円滑な実施につきましては、貴機関のご協力が必要不可欠であります。

何卒ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1. 内容（基本的に7月改正のあったマル福と同様です。）

- 平成18年10月診療分より、診療報酬明細書（レセプト）の公費欄記入により請求する方法です。
- 支払いについては、国保連合会と支払基金がそれぞれ古河市に請求し、国保分は国保連合会が、社保分は支払基金が、貴医療機関等へ支払う方式となります。
- マル福とマル古について併用となることはありません。
- 一部負担金についてもマル福と同様です。

（医療機関ごとに、外来：1日600円月2回限度、入院：1日300円月3,000円限度）

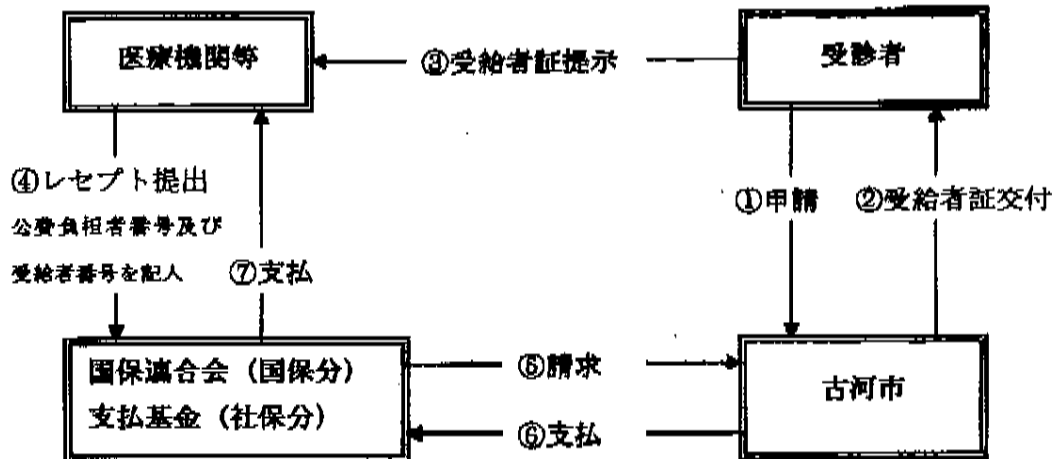
〈公費負担者番号〉

古河市医療費助成受給者証（オレンジ色）に記載されています。

0歳児から未就学児（マル福所得超過者）「90080045」

就学児から小学校6年生卒業の3月末までの児童「92080048」

2. 請求事務処理フロー



【診療報酬明細書の記入箇所】

- ・公費負担者番号欄及び公費負担医療の受給者番号欄に記入。
- ・公費負担請求点数欄（保険請求点数と同点数の場合は記入不要）に記入。
- ・外来自己負担及び入院自己負担が生ずる場合は、公費の負担金額欄（歯科は患者負担額欄）に記入。

【診療報酬請求書の記入箇所】

- ・国保分に関しては、公費負担医療欄に古河市単独事業分（90・92）を合算し、「90」として記入願います。
  - ・社保分に関しては、公費負担者番号ごと（90・92）に記入願います。
- \*なお、診療報酬明細書、診療報酬請求書の記入方法の詳細については、国保連合会、支払基金に確認願います。

【診療報酬総括票の記入箇所】

- ・国保分に関しては、マル福とマル古を合算して記入願います。


古河市医療費助成(古)受給者証 (オレンジ色)

【その他】

- ・院外処方などの処方箋については、必ず処方箋にも公費負担者番号及び受給者番号を記入願います。
- ・公費とマル古の併用がある処方箋については、従来どおり公費の公費負担者番号及び受給者番号を記入し、その下にマル古の公費負担者番号及び受給者番号を記入願います。

問合先  
0280-92-3111 (内線 2424)  
古河市役所市民生活部  
保険年金課医療係

(古) 医療費助成受給者証

公費負担者番号	
受給者番号	
被保険者証等の 記号及び番号	
保険種別	国・退・特・新・給・共・国保
保険者番号	
受給者住所	見 本
氏名	
生年月日	
有効期間	
発行機関名 及び印	茨城県 古河市 
交付年月日	年 月 日

保険証を一緒に